

行政調査の概要

委員会名	議会広報委員会	調査期日	平成28年 2月4日～ 5日	調査先	茨城県鹿嶋市 栃木県那須塩原市
参加者	委員長 鈴木 正勝 委員 大寺 正晃、渡辺 康平、水野 透、溝井 光夫、横田 洋子、 佐藤栄久男、相楽 健雄 随 行 渡邊 輝吉				
<p>調査事項：議会広報について</p> <p>【鹿嶋市の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制施行 平成7年9月1日 ・面積 106.02km² ・人口 68,157人 (平成27年6月1日現在) <p>鹿嶋市議会だより「とびら」ができるまで</p> <p>1 議会広報委員会の活動</p> <p>(1) 議会だよりの発行 広報誌は、議会情報への入り口の「とびら」</p> <p>(2) 市議会WEBページ・SNSの活用 ICTのメリットを生かして、つながる議会を目指す。</p> <p>(3) 一般質問のライブ・音声録画と録画放送 自宅で、いつでも観られる環境の整備</p> <p>2 広報誌のリニューアルを決意</p> <p>(1) 伝える広報誌から伝わる広報紙へ 多くの世代に読まれる広報誌づくりを目指す。 一部の方(特に年配の方)は読んでいる状況。若い人は無関心。 市民へのアンケートや視察で学んだことをもとに、4つの目標を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気軽に読める ○わかりやすい ○市民を登場させる ○早く発行する <p>(2) 「とびら」は議会情報への入り口のとびら 紙面に埋めこんでも読まれない。詳しいことはWEBページで。</p> <p>3 リニューアルまでの流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> H25.6 広報委員会・正副委員長の改選。議会基本条例の制定 H25.7 先進地視察先の検討 H25.8 伝える広報→伝わる広報紙へ H25.10 リニューアルする方向で検討 H25.11 アンケート調査の実施 					

あきる野市議会・全国市議会議長会の視察

H25. 12 議運、全協にリニューアル案の報告

H26. 2 議会だより「とびら」発行

4 リニューアルのためのアンケート調査（平成25年11月）

○鹿嶋まつりで実施（回答者＝318人）

- ・市議会の出展ブースを活用
- ・粗品付き
- ・14市くらいの広報誌を用意。表紙を見比べてもらい、意見を聞く
- ・議会だよりで読みたい内容なども調査

5 新しい議会だよりが生まれました。命名「とびら」

○年に4回、定例会の翌月末発行。全ページカラーで、16,000部を発行。

- ・ページ数は16～22ページ前後で。
- ・市民登場の取材記事を取り入れる。
取材も記事の作成も委員が行う。
- ・一般質問は質問者が自分で要約する。
- ・一般質問は1人1ページにする。
- ・わかりやすい言葉を使う。親しみやすい紙面にする。
- ・発行日は定例会の翌月を目指す。
- ・金融機関や医療機関にも配布する。

6 作成

○月初めに、1年間の取材企画と、担当委員を決定する。

○息抜き記事（議会とは関係のない記事など）もできるだけ掲載する。

○入稿締切日＝納品日の10日～2週間前

校了日＝納品日の約7日前

○作成方法＝企画、取材、記事作成、編集、デザイン、レイアウトまですべて自前で作成（印刷会社は印刷だけ）

(1) 1回目の広報委員会・・・定例会最終日

- ・事務局作成の紙面割の案をたたき台に、掲載する内容を決定
- ・委員が取材した特集ページ、表紙写真などを確認
(編集後記の確認も)

*一般質問者への会議録の粗原稿をお渡しし、要約を依頼する。

*定例会の概要と委員会の活動は、事務局が録音データをもとに作成。

(2) 2回目の広報委員会・・・入稿締切日の直前頃

- ・1回目の委員会の意見をもとに作成・編集した原稿を確認
- ・次号の委員取材記事の担当などを確認

(3) 担当委員は、次回の定例会までの期間に取材し記事を作成する。

7 「とびら」が完成するまでのスケジュール（平成27年12月定例会の例）

(1) 特集記事：11月3日（祝）に取材終了

→11月中旬に記事を事務局へ提出

(2) 学生取材記事：11月18日（水）に取材終了

→11月下旬に記事を事務局へ提出

(3) 会期：12月3日から17日

一般質問：12月8・9・10日

第1回編集会議：12月17日（議事録業者から粗原稿納品→質問議員へ）

第2回編集会議：議員からの要約原稿提出：12月24日

第3階編集会議：1月15日

区長配布：2月1日

8 一般質問の要約

会議録センターから納品される会議録の粗原稿

- ・原稿をもとに、議員が質問を要約した原稿を作成
- ・事務局が執行部の答弁部分の要約を記載した原稿を作成
- ・答弁者へ確認を依頼すると同時に、質問した議員への確認を行う。

9 配布

(1) これまでの配布

- ・行政委員を通じて、各世帯へ配布

世帯で1部ずつ取って回覧してもらうはずの議会だより。なぜか余っている。

- ・公共施設などの広報スタンド33か所にも配布。

次号の配布時も、置いた部数が残っている。触った形跡すらない、ような。

しかも、自治体加入率50%未満。これでは市民には届かない。

↓

(2) 待合室などにも置いてもらって、待合時間に読んでもらおう。

- ・目に触れる機会を増やさなければ、見てもらえない。

病院・歯科医院、金融機関などへの配布。広報委員が依頼に歩きました。

10 経費

(1) 平成25年度：リニューアル前（表・裏表紙のみカラー、その他は2色）

①一般質問要約委託料・・・1人10,000円×10人×税1.05=105,000円

②印刷製本費・・・1ページ0.8円×30ページ×16,000部×税1.05=403,200円

①と②の合計=508,200円×4回=2,032,800円

税込1部31,76円

(2) 平成25年度：H26.2.15発行のリニューアル号（前ページカラー）

①一般質問要約委託料・・・支出なし（議員が自分で作成）

②印刷製本費・・・1ページ1.31円×20ページ×16,000部×税1.05=440,160円

仮に、このページ数で4回発行した場合は

①と②の合計=440,160円×4回=1,760,640円

税込1部27,51円



(調査状況)



(鹿嶋市庁舎前)

【質疑応答】

(渡辺康平委員)

Q：デザインまで委員会で作成しているとのことだが、事務局側でイラストレーターなどを使用しデザインを作っているのか。

A：議員がやっているのは一般質問の部分と特集記事で、残りは事務局の担当がすべてやっている。委員会から「兵庫県の三田市議会のイメージ」でいう指示があったので、その表紙のイメージが最後までつながるように考えてデザインをしている。ソフトはイラストレーターを使用している。

Q：イラストレーターはみんなが使えるわけではないので、人事異動が起きて次の担当が全く使えないようになる可能性があると考えますが、その対策はどうしているか。

A：今は、事務局の担当のマンパワーに頼っている状態で、異動になった場合の対策はできていない。試案は、エクセル・ワードで出来るところまでやってみる。その時が来たら、外注等を考えなければならないと思っている。

(水野透委員)

Q：紙面割を考える際に4の倍数だと経済的に作成できるが、最新号は1枚中に入っているが、4の倍数でやろうとしたのやむを得ない結果か。

A：リニューアル前の委託料は印刷会社のデザイン料が入ったの金額で、リニューアル後は2割くらい安くなっている。印刷会社でしていた仕事が、議会事務局の担当の仕事になったと思うが、それにより、納期までの期間が短縮されたのは大きなメリット考える。

Q：印刷会社へは、イラストレーターのデータで送ると思うが、エクセルやパワーポイントでも印刷屋で対応できるものか。

A：ページ数の件は、リニューアル前はホッチキスで中綴じをしていたため、4の倍数で進んでいた。4の倍数にするために記事を増やし調整するために納期が延びたりすることはよくないので、新しい広報誌はホッチキスでとめるのではなく、2の倍数で行こうということをやっている。コスト的にも有利で、もちろん作成日数もかからない。ワードよりもイラストレーターのほうが自由にできるので、いろいろなデザインをするためにイラストレーターを使用している。ワード・エクセルの融合でも対応可能なので、今後は事務局としてもそのようにしていくと考えている。

(佐藤栄久男委員)

Q：委員の選出方法と、鹿嶋市の広報との兼ね合い、アンケートの粗品、アンケートの内容を教えてください。

A：委員の選任方法は、慣例的に委員長職が2期生、3期生がつく、副委員長以下は期数の若い人が自動的に入る。現在も同じ体制をとっている。6人体制から8人体制に増やしたのは、取材に行くので人数を増やしたのもあったが、若い人たちがルールを覚えるのに1期生の方に全員に入ってもらうのがいい考え、1期生の全員が入れるように人数を増やしている。鹿嶋市議会は、今は広報委員会であるが、近々広報広聴委員会に転向する予定としており、新たなメンバー構成を考えているところである。市の広報誌との関わりは、あまりすり合わせをすることはないが、市が載せた写真等を乗せないようにしたことはあった。粗品は議員互助会が経費を負担し、100円ショップで購入し、350人分くらい用意した。

(横田洋子委員)

Q：完成するまで広報委員会を2回開いているが、須賀川市は4回開いている。事務局を含めてどこが中心になってまとめるのか。取材担当している方の仕事量が多くなると思うがどのようになっているのか。

A：取材は、若い事務局職員がついていくが、広報委員会の担当が一番仕事している。これまでやっていなかった討論が増え、それを担当がやるようになってしまい、負担をかけてしまっていると反省している。そのため、これからは、討論に関しても委員が編集すると決めたところである。取材についていく事務局職員は、ほぼ写真撮影と録音だけなので仕事量は増えていない。

(大寺正晃副委員長)

Q：広報委員会が2回開催されるとのことで、先ほど150時間と聞いたが、その校正作業を何回かに分けてやるようになると思うが、その辺を詳しく聞きたい。

A：定例会前に特集の記事は済ませており、定例会開催後一般質問等の記事に取り掛かる。

Q：そうすると、議会前に特集記事が済んでいるということは、そこで委員会を開催しているということか。

A：今回は1月に1回

Q：何ページで、年回でいくらという契約をしていると思ったが、ページの自由度はあるか。印刷、業務委託、デザインについても詳しく聞きたい。

A：デザイン料はない。基本的には、委員会側でやる。ほぼ原稿に近い形で入稿しているので、印刷会社は印刷のみ。

(鈴木正勝委員長)

Q：ページ数上限というのはあるか。

A：目安としては、16ページから22ページという条件で入札を行っている。市内の印刷業者4社ほどピックアップして入札を行っている。

(大寺正晃副委員長)

Q：デザインが素晴らしい。事務局の担当の才能によるものと思うが、広報のデザインの研修をされてきたのか。もともと才能があったのか。また、粗原稿のデータを利用する仕組みをもう少し説明いただきたい。

A：以前に市広報誌の担当であったのでイラストレーターのほうは学んでいるので、昔取った杵柄でやっている。会議録センターからワードで届くので、議員ごとのファイルに区切り、印刷をして、議員に渡し、議員から1週間でワードや手書きのものが来る流れである。粗原稿をデータでほしいという議員へはデータで送付している。

(溝井光夫委員)

Q：気になっているのが、「一般質問の部分は議員が要約する」「当局回答は事務局で作成する」ところであり、事務局負担が多くなると思われる。当局と事務局の調整は1週間で無理なく行われているのか。また、初めてやる場合、議員から1週間で提出されてくるものなのか。最初の頃はどのような状況だったのか。抵抗感とか意見というのはどうだったのか。

A：一般質問がこれまで3ページだったのが、1ページになることには議員から反対があった。自分の一般質問は1ページには納まらないという意見があった。しかし、最終的には事務局そして委員がお願いをして受けていただいた。答弁の部分を事務局が作るのはとても負担だと思う。視察に行ったあきる野市は、広報委員会の委員が書かれていた。これは今後の課題である。やってやれないことはないが、委員がほかの議員の答弁を書くとすると、思想の違いとか考え方の違いがあるので、「俺の言ったことはそうではない」等があるので、事務局に負担をかけざるを得ないのかなと考えている。当局部長へは5日から1週間くらいで確認をお願いしているが、3・4日くらいで確認いただいて戻ってきており問題ない。

(横田洋子委員)

Q：一般質問のページを見ると、質問の部分より答弁のほうが多いが、その辺はどのようにしているのか。

A：1ページに載せられる文字数が決まっているので、おおよそ質問何文字程度と目安を出しているが、答弁が少なかった場合は、質問部分が多くなることもある。1ページの中で皆さん工夫をしている。議員が質問部分を短くしておけば、自動的に答弁の部分が多くなる。

(大寺正晃副委員長)

Q：議員の質問の文言の整合性のチェックは、委員会でやるか、事務局でやるか。

A：発言した議員が全部チェックをする。出来上がった原稿を各議員にメールや文書で送っている。それに対する直しはほぼない。

Q：一般質問については、議員が自分に都合のいい言葉に書き換えることも考えられるが、そういう整合性のチェックをどうしているか。

A：そのようなチェックは事務局で行っている。

(鈴木正勝委員長)

Q：会議録センターでの粗原稿、そして議員が自らまとめるということだが、会議録というものはなかなかできてこないという現状はあるが、その辺はどのようにしているか。

A：一般質問の粗原稿に関しては、外注をして概ね会期が終わるまでに届けてもらうことにしているので、外注の契約の仕方であると考えている。粗原稿なので変換ミスもあるがそのまま活字になって出てくる。

Q：委員会も同じですか。

A：委員会も同じである。

(追加説明)

今回の12月号の取材を副委員長が担当したが、11月3日に取材し、取材後に自ら3000字以内で原稿を書いた経緯がある。12月にはやれないのでやはり前倒しで市民の取材を行った。

Q：取材の担当はどういったかたちで決めているか。

A：年の初めの委員会の中で、取り上げるところやスケジュールを決めている。担当については、委員はそれぞれ関わりがあるので、希望を聞いて決めている。インタビューはそれほど大変ではなく、逆に議員はその団体の意見交換ができるのでとても有意義だと思う。委員が2名に

事務局が同行している。

【各委員の所感】

(鈴木正勝委員長)

鹿嶋市議会だより「とびら」は、伝える広報誌から伝わる広報誌へ向け①気軽に読める、②わかりやすい、③市民を登場させる、④早く発行する、の4つの目標を設定し、平成26年2月にリニューアルされ発行しています。

また、リニューアルまでに、議会基本条例の制定、先進地（あきる野市）視察、アンケート調査の実施などに取り組んだ経緯を聞き、きちんとした準備のもとに進められていると感じました。

一般質問の掲載取組では、定例会最終日に1回目の広報委員会を開催し、事務局作成の紙面割の案をたたき台に、掲載する内容を決定し、一般質問者に会議録の粗原稿を渡し、質問の要約を依頼し原稿作成まで質問者が自ら行い、答弁要約については、事務局があら原稿をもとに作成し、当局と質問者に確認をする流れになっています。

当市では一般質問の掲載を検討していく場合は、質問と答弁の整合性を図れるルールづくりへ、粗原稿の早期まとめが必要になると強く感じた。

また、市民を登場させる特集では、課題と考える広聴への取組として大変参考になりました。

(大寺正晃副委員長)

鹿嶋市は「市議会だより」をリニューアルし「とびら」を発行している。

リニューアルまでには、

- ①委員会の改選、議会基本条例の制定
- ②先進地視察の検討
- ③コンセプトの決定「伝える広報」から「伝わる広報」へ
- ④アンケート調査
- ⑤議運、全協への報告の手順で取り組んだ。

広報委員会の活動は、

- ①「とびら」の発行
- ②市議会WEBページ・SNSの活用
- ③一般質問のライブ・録画中継と録音放送であり

facebook やコミュニティ放送、U ストリーム生中継などを積極的に利用し自宅でいつでも観られる環境の整備に努めている。

「とびら」は全ページカラー印刷で16～22ページの構成だが、須賀川市では業者とのページ数契約が固定されているため改善が必要である。作成においての、スケジュール管理や一般質問掲載についての指針やチェック体制、契約内容など大変参考になった。

特に一部当たりが全ページカラー20 ページで 27.51 円（税込）の単価は安いと感じたが、これは当局の職員（課長補佐）がデザインを担当しており、本市においては現状では難しい。鹿嶋市のケースは職員がイラストレーターを使用し自ら構成できる環境と担当者のデザインセンスに頼る部分も大きく、将来の人事異動により担当者が代わる場合にどうするのか、人材の育成と確保に課題が残る。

いずれにせよ、鹿嶋市の「とびら」は素晴らしく、そのデザインや構成、市民を取り上げていく企画なども興味深かった。本市議会報のイメージあるいは目標の指針として「とびら」念頭に組み込んでいきたい。

（渡辺康平委員）

鹿嶋市議会だより「とびら」は「多くの世代に読まれる広報紙づくりを目指そう！」をテーマに、これまでの字数が多く読みにくい議会広報を大幅に改革した議会だよりである。

議会広報改革の取り組みは本市も学ぶ点が多い。

- 「伝える広報」から「伝わる広報」へのリニューアルのための勉強会。
- 地元のお祭りでのアンケート調査。
- 金融機関や医療機関などへの配布。
- 議会広報の表紙に市民を登場させる。

特に、「高校生ボランティア」や「ふるさとガイド」といった市民参加型の議会広報を作成することで、広報に掲載された市民の親族や友人及び知人に広報が浸透する効果があると説明があった。

「難しく読みにくい議会広報」から、「分かりやすく読みやすい議会広報」への改革は、鹿嶋市議会広報委員会の皆様が努力した結果、大きな改革ができた実感した。

当市の市議会広報委員会の今後の活動に資する行政調査であった。

（水野透委員）

鹿嶋市の「議会だより」は、議会から市民の皆様へという一方通行ではなく、市民活動の記事、議会とは関係ない「息抜き記事」も掲載されており、市民の目を留める工夫がされている。さらに市民の方が「議会だより」をどのように見ているかという意識調査を産業フェスティバルのようなイベント時にアンケートをする取り組みもマーケティングの基本であるため本市でも実施したい。

議会終了から発行までの時間短縮及びコスト削減の取り組みとして、議会事務局職員がグラフィックデザインソフトを駆使して編集しているとのこと。このことについては、汎用ソフトではないうえに、職員の負担が大きいため慎重に検討しなければならないと感じた。また、広報委員が足を運んで市民の方が登場する「取材記事」掲載など、「読んで面白い」内容になって

いる。

一人でも多くの市民の皆様「見て・読んで」ほしいという鹿嶋市議会広報委員会の情熱が紙面に伝わっています。ぜひ、本市でも取り入れていきたい。

(溝井光夫委員)

鹿嶋市議会の議会広報紙は、平成26年2月発行からリニューアルとなったが、広報紙の目指すものとリニューアルに至る経緯について学びました。

鹿嶋市議会の①気軽に読める、②わかりやすい、③市民を登場させる、④早く発行する、この4つの目標によりリニューアル化した広報紙は、内容や方向性において、本市議会の広報紙は見劣りする面があると感じました。

それは本市議会の広報紙は、若い世代から高齢者まで、気軽に読まれる紙面ではないのでは、ということですが、いくら伝えたい内容をたくさん盛り込んでも、読んでもらえなければただの紙で終わってしまい、発行者側の自己満足になってしまうのではと思うからです。

リニューアルに至るまで、議員自らがイベント等でアンケート調査を実施するなど、読む側の視点を重視していること、さらには表紙デザインを事務局職員が行い経費削減を図っていることなど、鹿嶋市議会の4つの目標による広報紙作成は、議員自らが責任をもって作成するという決意がなければ、事務局職員の負担が増加する結果となるので、本市議会が目指すべき方向性を十分に論議しなければならない、と感じたところです。

さて、鹿嶋市議会の広報紙における一般質問・答弁の掲載については、1議員1ページという限られた紙面の中で、質問においては質問者本人が責任をもって要約し、答弁は事務局が要約したものを答弁者側で確認するという、期間内での責任ある分業体制が確立していることが素晴らしいことと感じたところですが、今回の視察は本市議会において「分かりやすく、読まれる」広報紙作りのために、大いに参考になりました。

(横田洋子委員)

若手議員の皆さんの熱意と尽力に敬服しました。議会改革と議会の広報活動を一体として取り組んでいることが今回の調査でわかりました。

伝わる広報誌への4つの目標と特に読んでもらいたい世代の絞り込み、リニューアルのためのアンケート調査の実施など企画段階からの斬新な決定と行動に驚きました。

柔らかい、議会らしくない表紙・・・鹿嶋市議の説明・・・と全ページカラー化で手に取ったらページをめくりたくなり、議会が目の前に広がるような議会だよりです。編集が柔らかく個性も大きいのではないかと思われ、これを一般化することも必要だと思います。

(佐藤栄久男委員)

鹿嶋市議会の広報は平成20年から発行し、平成21年より委員会を設置。当初は6名の委員構成でしたが、現在は8名で構成している。

年4回発行しており、広報名も「市議会だより」から「とびら」に変名しました。

内容はページ数16～22ページ前後で、記事は議会関係ばかりではなく市民が登場する取材記事も取り入れている。

一般質問記事は質問者が自分で要約して1人1ページとしている。

わかりやすい言葉を使い、親しみやすい紙面に努力している。

「伝える広報誌」から「伝わる広報誌」に心掛け、アンケート等も実施して市民の意見を参考に、また配布についても各区長さん並びに市内の金融機関、医療機関等をお願いして置いている。

当市と比べるとページ数も多く、内容も多種にわたって読みやすく、興味を持っていただいていると思う。

ただ、市の広報との関連についてはどうなのか？と感じました。

また、一般質問記事について当市は「マメタイムス」「阿武隈時報」に掲載しているので、記事掲載については問題ないと思うが内容については十分検討の余地があると思います。

研修で感じた中では、鹿嶋市議会広報は「市民に読まれ、市民に親しまれ、市民に喜ばれる広報」として日々努力している体制、編集委員に感動しました。

私も微力ながら知恵を出して今後編集委員として努力いたします。

(相楽健雄委員)

今般の研修の目的は当市の広報に一般質問を掲載するためのもので、大変勉強になりました。市民に解りやすく、また、質問者が自分で納得したものを使用する、短い文にするなど、非常に考えられました。また、市民のものなど取り入れて、市民が読みやすいものにすることが良かったと思いました。

当市の広報にも取り入れて欲しいものです。

調査事項： 議会広報について

【栃木県那須塩原市の概要】

- ・市制施行 平成17年1月1日
- ・面積 592.82 km²
- ・人口 118,380人 (平成27年6月1日現在)

議会だよりの編集について

1 議会だよりのコンセプト

- ・市民に開かれた議会の発言のためのツールの1つである。
- ・議員自らが関わり、事務局との協力で紙面を構成する。
- ・直接市民の方のご意見がいただけるような紙面にする。

2 議会だより編集委員会の構成メンバー

- ・那須塩原市議会の3常任委員会それぞれの中から、委員2名を推薦・他薦していただき、合計6名で構成されている。
- ・その後、6名の議員の中から、委員長、副委員長を選出する。

3 議会だより発行スケジュール及び回数

- 5月20日号→5月5日号 (議会報告会の資料として市民に提供するため)
 - 6月5日号 (臨時会が開催されたときのみ)
 - 8月20日号
 - 11月20日号→11月5日号 (議会報告会の資料として市民に提供するため)
 - 1月5日号 (新年号)
 - 2月20日号
- 年5回の発行が基本となる。(2年に一度6回の発行がある)

4 議会だより発行までの流れ

- ・議会だより編集委員会により初校入稿 ・印刷業者より初稿の粗原稿の提出
⇒あらかたのデータを準備し、1回目の校正提出
 - ・議会だより編集委員会(2回目) ・印刷業者へ(2回目の校正原稿提出)
⇒出来上がりデータを見直し、編集、校正後に2回目提出
 - ・印刷業者より最終校正の提出(3回目) ・編集委員会で最終校了
⇒ほぼ完成している原稿なので、確認をして最終の校了
- 印刷会社にて印刷、発行

5 紙面の構成

議会だより構成ページ数 (最大20ページ)

表紙+裏面 (フルカラー) + 中身は2色刷り

- ・議案の審査結果
- ・各議員の議案に対する賛否状況
- ・討論
- ・委員会の主な審査

- ・各会派代表質問&一般質問
- ・委員会の主な審査
- ・市議会レポート
- ・市議会ってQ&A

6 紙面の構成（分担作業）

- ・ 議会報告会での資料として使用するために、発行日を早める案を各会派にはかり、賛同をいただいたことにより、これまで20日だった発行日を15日間短縮し5日とした。（5月号と11月号のみ）
- ・ この結果、事務局頼りの紙面構成では到底間に合わなくなるために、今期議会だより編集委員会は、事務局との協働により、分担作業を行い、効率化を図ることにした。

7 紙面の構成（分担例）

- ・ 表紙＋裏面（事務局＋委員会）
- ・ 議案の審査結果（事務局）
- ・ 各議員の議案に対する賛否の状況（事務局＋委員会）
- ・ 請願・陳情の審査結果と各議員の賛否の状況（事務局＋委員会）
- ・ 討論（委員会）
- ・ 委員会の主な審査（委員会）
- ・ 各派代表質問&一般質問（委員会）
- ・ 市議会レポート（委員会）
- ・ 市議会ってQ&A（委員会）

8 原稿提出期限（一般質問、討論とも）

- ・ 5月、11月は（議会報告会のある月は5日発行となるため）
最短で8日間
- ・ 2月、8月は、（議会報告会の報告も入る月は20日発行となるため）
最長で20日間

9 その他の紙面構成

発行月によってはその他に

- (1) 市議会レポート
- (2) 市議会ってQ&A～素朴な疑問にお答えします～

のコーナーを設け、議会内容によっては難しい項目もあることから、(2)を使って、補足説明することもある。（27年11月号参考）

10 編集委員会としての今後の課題（展望）

- (1) 議会だよりの購読者を増やすことを念頭に置き、どうすることで市民の方がこの広報誌に目を通していただけるか？を常に校正編集時に委員会で協議する。
- (2) 伝えるべき項目は決まっているため、より分かりやすく紙面を校正する。
- (3) アンケート等を適宜実施することで、市民からの意見を取り入れる。
- (4) 縦書き右開きの現構成を、横書き左開きにシフトする（一部実施開始）（どうしても議会で

は数字が絡んでくるために、縦書きであると読みにくい)

- (5) 広報の中核として、今後各議員の理解が得られれば、独自にHPを作成し、携帯、インターネットを通して、情報発信していきたい。

1 1 掲載する会派代表質問及び一般質問原稿の提出と討論原稿の提出について

- (1) 議会終了後1週間以内には粗原稿ができ上がり、議会事務局より、編集委員会名で、各担当した議員に原稿の郵送、並びにパソコンが使用できる環境にある議員には、メールに添付して送る。
- (2) 各議員は定まれた日数までに、議会事務局に届けるか、メールにて送り届ける。
- (3) 代表・一般質問は、質問順番に掲載する。
- (4) そのまま粗原稿として、業者へ送り、2回目の校正時に、編集委員会にて、誤字脱字等をチェック。あるいは、用語の解説が必要なものに対しては、注釈を入れる(本人に確認)

1 2 紙面の構成(一般質問)定型フォーマットについて

- (1) 原稿作成にあたっての留意事項

① 質問項目の選定に関する事項

ア 本会議録作成の確認用として、「粗原稿」を同封しています。字句等の誤りがあった場合には、その箇所朱書きしてください。

イ 上記原稿から、議会だよりに掲載希望する部分を600～650字を目安として、最大でも700字を超えないように選定してください。

ウ 質問と答弁内容がセットになるように選定してください。要望だけで答弁が無い発言は掲載しておりません。

エ 文章を要約する際は、質問(答弁)の趣旨が変わらないように、ご注意ください。

- (2) 手書きによる粗原稿作成の場合

① 様式を参考に、必要文字数分を記載の上で提出

② 文字数の多少により、調整の連絡をさせていただく場合がある

③ 原稿作成用として、選考部分を蛍光ペンで記した「粗原稿」も併せて提出をお願いしている。

- (3) その他

① 掲載原稿は、末尾をすべて「～である」調に統一。

② 総原稿量との絡みから、掲載項目内容の要約やカットをすることもある。

③ 掲載項目内容に関連した写真、図表等の掲載を希望する場合は、原稿提出の際に合わせて提供。

- (4) 選定作業において疑義が生じた際は、事務局に連絡する。

1 3 議会報告委員会について

(1) 議会報告会は、那須塩原市議会の最高規範である議会基本条例の第8条に明記されている。

(2) 平成24年8月に初めて議会報告会を開催し、これまで5回行ってきた。

(3) はじめは4班体制でスタートしたが、議員定数の削減に伴い現在は、3班体制で実施している。

(4) 平成27年7月に議会報告委員会を設置。

平成27年11月那須塩原市議会報告会要綱全部改正

- (5) 各班が2会場を担当していたが、現在は各班1会場とした。
- (6) 第4回(平成26年11月)の議会報告会より意見交換のテーマを会場(地域)ごとに設定した。
- (7) 議会報告会は、学校方式が基本であるが班によっては意見交換会の際には、車座によるワークショップ型で行うところもある。(多くの意見が出る)
- (8) これまで6回の開催で市民の参加は、約650人である。



(調査状況)



(調査状況)

【質疑応答】

(水野透委員)

Q: 最新号の最終ページにアンケートのページがあったが、どのくらい回収になったか。

A: 今のところ8名くらいの回収になっている。実際に提出されたり、電話だったり、メモだったり。

「議会側でも受ける手段がある」「双方向にしたい」という思いは伝わったかなと感じている。

(渡辺康平委員)

Q: 議会だよりの配布は、回覧板で区長さんが配るほか、何かあるか。

A: 公民館・公共施設、郵便局、金融機関そして議会報告会でも配布している。

(佐藤栄久男委員)

Q: 委員構成は決まりがあるか

A: 基本的に常任委員会から出ている。たまたま新人が占める割合が大きい。

(横田洋子委員)

Q: 編集委員会と部会がダブルチェックを行っているとは先ほど説明いただいたが、何をもとにチェックしているのか。

A: 事務局のほうでは誤字脱字に合わせて、答弁内容と質問内容を対比しながら確認している。編集委員会でもチェックしている。

(溝井光夫委員)

Q: スケジュールを見させていただくと委員も事務局も忙しいと思うが、これから当市が始まるにあたり、事務局にかなり負担をかけてしまうと考えているがどうか。

A: 一般質問は市民にとって一番興味があるところである。そのため、質問した議員もきちんと発信したいという思いから書いている。これで市民の方に読んでもらえると思えば積極的に作業できる。議員が積極的にやれば市民と議員がつながるツールになる。議員がパソコンで作業できれば、事務局の負担は大幅に削減できる。パソコンができるのとできないのでは、かなり

差があると思っている。これからはできる人が増えてくると思うので、やればやっただけ市民の反響はついてくると思います。質問された議員から原稿がデータの場合は校正の際に助かる。

(大寺正晃副委員長)

Q：粗原稿が来るまで概ね20日間とあるが、一般質問をしてから粗原稿を受け取るまでが20日間か。

A：一般質問してから、業者から届き、それを事務局がプリントアウトし、メールや郵送したりして本人に届くのが20日。

Q：年配の議員もパソコンでやるようになってきているが、逆に文字数がわからなくなるとの意見もあるが、その辺は工夫されていることはあるか。

A：テンプレートを使用しているが、ワード横書きでやっている方も、手書きの方もいる。個人差はある。統一してやっているわけではないが、できればテンプレート使える方は使うようお願いしている。

Q：事務局では、なるべくデータでいただいた方がありがたいと思うが年配の議員へのパソコンの指導はしているのか。

A：議会だよりのためではないが、議会全体として昨年度パソコン研修会を実施した。ワード、エクセル、それからパワーポイントを実施した。

Q：ホームページとかどこの自治体でもやっけていまして、音源で配っていると先ほど聞いたが、携帯とかスマホとかラジオとか、そういう取り組みをしているのか。それともする予定なのか。議会だよりと連携したSNSとか、リンクした取り組みがあるかお聞かせください。

A：市は広報を携帯でダウンロードできるが、議会だよりはそれに対応していない。議会だよりにそれに対応していくように要望していきたい。音声データについては具体的な協議はしていない。ほとんどボランティアの方が熱心に活動してくれているので音声データについては、ボランティアさんに、おんぶにだっこになっている。今後の課題として私たちも考えていきたい。

(溝井光夫委員)

Q：議場でのコンサートをホームページで見させていただいた。最初に実施した時の市民の反応はどうであったか。また、市内外から問い合わせはあったか。

A：平成26年3月に実施したが、まず新聞社の取材がすごかった。カメラのシャッター音がすごくて実際に音楽が聞こえなかった。次から少しセーブしたのか取材は少なくなった。市民の方は楽しみにしている。個人的印象では、議場にマッチしている。神聖な場に神聖な音楽があり、オペラだったり音楽だったり、感動し、すがすがしい気持ちになり議会がはじめられた。最初は議会初日にやったが、執行部と議員のやり取りを聞いてもらうために、その後代表質問や一般質問の初日にやるなど工夫をした。マスコミや口こみ、直接見に来る方も、インターネットでも見る事ができる。当然職員も楽しみにしている。生で見たり、インターネットでみたり、それなりの反響はあるものと考えている。

(佐藤栄久男委員)

Q：傍聴座席は、いくつ。出演者の選定は。出演料は。

A：42席で、そこを使用している。今のところは、那須塩原音楽のまちをつくる会という市民団体の方に事務局を通して依頼をしている。那須塩原市出身の方とか、那須塩原市を中心に活動している方ということで出演していただける方を選定している。金額は60号が2人で出演していただいたが、1人あたり15,000円。これまで団体では、1団体で30,000円支払いましたが、実績等もあるので、具体的にいくらとは決めていない。

(鈴木正勝委員長)

Q：一般質問の答弁に関して、当局に確認をする作業はあるか。

A：無い。テープ起こしで上がってきたものからやっており、そこから文字数をカットしてやっている。

Q：実際に粗原稿に乗っている文言しか使えないということをやっているのか。

A：それが正式な議事録になるので、それを捻じ曲げることはできないので、それをピックアップする形で作成している。

Q：複数の質問の中でどれを選ぶかは、議員の責任でやるのか。

A：大きな項目で3つ質問した場合は、3つ載せてもいいし、1つでもいいし、本人が割り当てられている中に入るなかで自由に選択している。それは本人に任されているので、それに対しては誰も口出しできない。

Q：文言については、本人も事務局もチェックすると思うが、委員会としての校正はするのか。

A：ほとんど議事録どおりであり、修正するのは、ですます調くらいである。

文脈を変えるわけにはいかないなので、文章を委員が添削することも基本的にはしていない。漢字とか明らかに違うものは委員会で目を通してはいる。

Q：要望とか提言については、

A：これに載せたければ、議員は一言でも二言でも答弁をもらっておけば乗せられるので、とにかく答弁をもらう。自分の力で乗せられる。

Q：議会報告会のとりまとめは、1班何名で

A：1班8、9名であり、全議員がやっている。

Q：議会報告会の原稿出しは、どちらで行うのか。

A：現在、報告については議会報告委員会の中でとりまとめをして、それを議長に提出している。議長から市長に渡しているが、その際原稿を編集委員会に渡している。

【各委員の所感】

(鈴木正勝委員長)

那須塩原市議会だよりでは、平成27年11月5日発行から発行日を15日繰り上げて発行した経緯や改善点について説明を受けました。

経緯については、年2回行っている議会報告会での資料として使用するためにこれまでの事務局頼りの紙面作成では間に合わなくなったことから、議会だより編集委員会と事務局との協働で分担作業を行い、効率化を図っています。

一般質問と討論の掲載取組では、本会議の質問実施から概ね20日程度に「粗原稿」を業者から受け取り、各議員に事務局から該当の「粗原稿」を郵送し各議員が質問、答弁の原稿を作成し選考部分を蛍光ペンで記した「粗出し原稿」を合わせて事務局に提出する流れになっております。

当市では一般質問、討論の掲載を検討していく場合は、質問と答弁の整合性を図るために那須塩原市のルールなどさらに調査研究の必要性和、特に、粗原稿を早期納品に努めることが重要と強く感じた。

また、議会報告会は、平成24年8月からこれまで6回開催し、現在、議員全員を3班体制

で地域ごとに実施しており、広報・広聴への取組として大変参考になりました。

(大寺正晃副委員長)

那須塩原市「議会だより」の表紙は市民を取材した企画中心で親しみを感じた。企画の一つには「議場コンサート」があり、市民と議会を近づけるための大変興味深い取り組みであった。

作成スケジュールの設定は、平成 27 年 11 月 5 日発行の「議会だより 60 号」を例にすると、9 月 30 日の一般質問原稿作成依頼から 35 日間という短い期間で作りを上げている。期間短縮のためのルールや作成部分の分担方法、データ提出様式や手書き様式など参考になった。

塩原市議会だよりは、表紙・裏表紙のみカラー印刷で、内側は二色刷りであり、経費削減（一部 20 ページ 12.38 円）につながっているが、全ページカラーの広報と比べると見劣りする。本市においても、これまでの予算額や契約内容について検討しながら、目指すべき「市議会だより」の大まかなイメージを作り上げていきたい。

追記 那須塩原市議会には「議会だより編集委員会」のほかに「議会報告委員会」があり、市内数か所（公民館）で「議会活動報告会および意見交換会」を開催している。開かれた議会の推進のために、本市においても取り組むべきである。

(渡辺康平委員)

那須塩原市における議会だよりの「一般質問」、「討論」の記事は、質問あるいは討論を行った本人が記事を作成している。基本的には録画音声を起こした粗原稿から、ピックアップする方法になっているため、大きなズレは生じない。そのため、原稿を書いた議員と委員会もしくは当局との表現の食い違いが発生することはないとの説明があった。

一般質問の原稿を作成する際に、パソコンを使用できる議員はできるだけ議員自身が原稿を作成することになっている。これは議会事務局の労力を省く意味があり、原稿の提出もメールでのやり取りとなっている。

そのため、手書きによる原稿作成の場合は、特定の様式に必要な文字数分を記載したうえでの提出となり、議会事務局が手書き原稿をデータ入力する労力がかかる。今後、須賀川市議会の議会広報に一般質問の原稿を作成するためにも、それぞれの議員が最低限のパソコン能力が必要であることは間違いないだろう。

(水野透委員)

那須塩原市の「議会だより」は、一般質問の質疑を速やかに掲載するために本会議録作成の確認用「粗出し原稿」から 700 字以内という文字数を設定し「原稿ひな形」に合わせて提出している取り組みは、非常に効率的な入稿方法であると感じた。また、原稿の文字数を調整しながら、内容に関連した写真・図表等を掲載することで、市民の皆様の理解度を上げる工夫を

している。

今後の取り組みとして「横書き・左とじ」などの導入も検討しているとのこと。数字やカタカナ表記が紙面に多くなっているため、「読みやすさ、わかりやすさ」という点ではその方が馴染みやすいと私も考える。また、市民アンケートとして、紙面にアンケート用紙ページを割り、「市民の声」を積極的に取り入れようとする姿勢は見習わなければならない。

「議会だより」以外の広報活動の一環として、「議会コンサート」を実施している。一般質問の日程に合わせて開催することで、議場での傍聴者、議場以外でのインターネット配信による視聴により「議会の露出」は確実に増えている。様々な取り組みで、市民の皆様に議会活動を理解してもらおうという姿勢は非常に参考になりました。

(溝井光夫委員)

那須塩原市議会においては、市民に親しまれる議会活動の一環として、年2回の議会コンサート開催や、議員と事務局の分担作業により、年5回を基本とした広報紙発行について学びました。

まず、広報紙の表紙に議場でのコンサートの写真という斬新なデザインに驚いたところですが、市内での音楽活動家に演奏の場として議場を提供することは、議会に関心がなかった市民に、議場に来ていただくきっかけ作りとして、とても有効な手段だと思いました。

本市議会においても、議場の様々な活用により市民に開かれ、好感の持てる議会づくりに大いに参考となるものでした。

また、事務局頼りの紙面作成作業であったものを、議員と事務局との協働により、発行日をこれまでより5日間短縮したことなどを聞き、本市議会における紙面リニューアルにおいても、このようなことは基本と考えていたのではあるが、お互いに相当な努力が必要ではないかと思ったところです。

それは、これまで掲載していなかった、一般質問記事をまとめるにあたって、那須塩原市議会のような定型フォーマットの定着がカギ、と思うのであるが、ここにも議員のパソコン操作のスキルアップと、期間内でのまとめ作業、さらには編集委員会と事務局とのダブルチェック作業を軌道に乗せているということが大いに参考になりました。

最後に平成24年から実施している議会報告会について説明がありましたが、確かに紙面では伝わらないこと、一方通行であることなどを考慮すると、開かれた議会のためにも検討してみたいと思ったところです。

今回の視察は、一般質問記事掲載による紙面のリニューアル化を図るうえで、大いに参考になりました。

(横田洋子委員)

議会だよりの工夫をし、「議会」をもっと身近にしたいとの思いは、議会改革にも及んでいることが二市に共通ではと思います。

一般質問の掲載で議会と行政の議論が明確になります。市民の皆さんの声がどう取り上げられ、市当局がどう応えているのかを市民の皆さんの手元に届ける事は、議会としてもするべきではと思えました。

録画音声を文字起こしした（粗原稿）の使用ですから、議員の負担は少ないと思いますが、編集作業には工夫が必要だと考えられます。

(佐藤栄久男委員)

那須塩原市議会の広報は年6回発行（定例会後4回、新年号、議会報告会后）しており委員は各常任委員会（3委員会）より2名が選出され6名で構成している（会派無関係）。

編集から発行までのスケジュールは編集会議3回、約2か月間で仕上げている。

原稿は各委員が担当制で割り当てる。一般質問は質問者が責任をもって期限厳守で提出し校正作業も期日を守っているので、スムーズに進み発行期日までに仕上がっています。

一般質問記事は一人半ページ割当なので、簡単明瞭でわかりやすいと思います。

特に、参考になったのが「議会報告会」の開催並びに特集発行、「議会コンサート」の開催でした。市民に親しまれる議会を目指す一環事業として素晴らしい企画だと思いました。

一般質問記事について当市は「マメタイムス」「阿武隈時報」に掲載しているのですが、記事掲載については問題ないと思うが内容については十分検討の余地があると思います。

研修で感じた中では、那須塩原市議会広報は「市民に読まれ、市民に親しまれ、市民に喜ばれる広報」として日々努力している体制、編集委員に感動しました。

私も微力ながら知恵を出して今後編集委員として努力いたします。

(相楽健雄委員)

那須塩原市議会の広報は、委員会での審査や議案の審査結果、請願・陳情等、細かく記載されている。また、感謝状や表彰状の伝達など議会全般に渡るものが出されており、議会の活気が見られた。一般質問については、写真入りなので、真剣さが伺われた。また、一般質問当日に、議場コンサート等市民の音楽関係者の発表会が行われるなど市民と議会の一体感が感じられました。



(調査状況)



(那須塩原市議場)



(那須塩原市議場)



(那須塩原市議場)

委員会名	議会運営委員会	調査期日	平成28年 2月3日～4日	調査先	神奈川県秦野市
参加者	委員長 佐藤瞭二 副委員長 丸本由美子 委員 関根保良 市村喜雄 大越 彰 大内康司 高橋秀勝 渡辺忠次 議長 広瀬吉彦 随行事務局 松谷光晃 大槻 巧				

はだのし
《秦野市》

調査項目 ○議長立候補制の導入について

【市の概要】

- (1) 人口 167,948人 (平成28年1月1日現在)
- (2) 世帯数 71,868世帯 (平成28年1月1日現在)
- (3) 65歳以上の高齢化率 26.6%



【秦野市 川口議長からのあいさつ】



【佐藤委員長からのあいさつ】

1 導入の経過と背景

秦野市議会では、これまで慣例により正副議長を1年毎に交代しており、毎年9月定例会初日において、正副議長の選挙を実施してきた。

議長選出にあたっては、議員として3期以上を務め副議長経験者から選ぶといったことが不文律の中であったが、市民にとっては選出過程も分からず、いつ議長が選出され、どういった考えを持っているかも窺い知ることができなかった。こうした中で秦野市議会の代表者会議において、平成27年9月の改選後から議長選挙への立候補制の導入、所信表明演説会の実施、議長在任期間を2年とすることを決定した。

その背景としては、地方分権が進み二元代表制の一翼を担う議会として、その役割と責任が拡大している。こうした中、議長が議事機関の長としてより一層の役割を果たすためには、様々な考えを持つ議員と粘り強く調整するための広い視野、説得力、辛抱強さ、そして強いリーダーシップが不可欠であり、そこで議長選出にあたって、こうしたことを各議員が見極めることができるよう、立候補制の導入を検討するに至ったものである。

2 立候補制導入と所信表明をするねらい

- (1) 議長を目指すものの意欲を高めその熱意を行動で示すことができる
- (2) 選出過程の透明化
- (3) 立候補の意思表示と議長選挙の前に自らの意見や意思等を表明することで、その者を選んだ議会の責任を内外に対し明らかにする
- (4) 議会の姿勢を示す
- (5) 議会への理解を深めより身近な議会として信頼を深める

3 議長2年制導入の背景

議会内での意見の集約やまとめ、行政課題の研究、議会改革の推進、さらには市民の声に応え執行部に対して十分な取り組みを行うためには1年では短く、まとまった期間が必要との判断から議長2年制を申し合わせにより実施している。

4 導入の流れ

- (1) 平成 27 年 5 月 **代表者会議** 議長が立候補制等を提案→会派持ち帰り
↓
- (2) 同年 6 月 9 日 **代表者会議** 議長2年制に反対会派あり→再調整（議長が調整）
※立候補制と所信表明には反対無し。
↓
- (3) 同年 6 月 22 日 **代表者会議** 立候補等に関する申し合わせ事項(案)を協議→全会派賛成
※立候補制、所信表明及び議長2年制を決定
※マスコミ公表
↓
- (4) 同年 9 月 11 日 **議員協議会** 立候補等に関する申し合わせ事項を全議員で確認→了承
(議員改選後)
↓
- (5) 同年 9 月 16 日 **代表者会議** 初議会（定例会）での議長選挙の流れを確認
↓
- (6) 同年 9 月 18 日 **9月定例会初日** 立候補者の所信表明（休憩中）、投票
※議員定数24名うち立候補者数2名

5 申し合わせ事項の構成

- (1) 目的（第1条）
- (2) 議長の選挙（第2条）
※立候補制と所信表明を規定
- (3) 立候補の届出（第3条）
- (4) 議長及び副議長の任期（第4条）
※議長は2年、副議長は1年（据え置き）
- (5) 所信表明の実施（第5条）
- (6) 立候補者以外の議員への投票（第6条）
※立候補者以外への投票も有効



【行政調査時の様子】

6 立候補及び所信表明の方法

(1) 立候補の届出

- ・ 申し合わせ事項に定めた様式により議会事務局長へ提出
- ・ 届出期限は議長選挙が予定される本会議の前日の正午まで
- ・ 届出の結果はマスコミに公表

(2) 定例会中の所信表明演説会

- ・ 開会（臨時議長）
- ・ 仮議席の指定（臨時議長）
- ・ 市長の発言許可（臨時議長）
- ・ 本会議休憩→別室で議会事務局長から演説方法の説明、演説の順番のくじ引き
- ・ 本会議再開→議長選挙の宣告（臨時議長）
- ・ 本会議休憩→所信表明演説の実施、投票の準備
 - ※所信表明時には執行部同席、傍聴者あり。
 - ※立候補者は登壇し所信表明を行う。
 - ※休憩中であるがインターネット中継により公表
- ・ 本会議再開→議長選挙、就任挨拶



【行政調査時の様子】

7 所信表明演説会の状況（録画を見て）

演説会は、臨時議長が本会議休憩中に演説開始を宣言して行われており、申し合わせ事項では応援演説も可能としているが、今回は実績としては無かった。

あらかじめくじ引きにより決定した順番で臨時議長が指名し、立候補者が演説を行うといった進行であり、発言時間は6～7程度であった。（持ち時間は10分以内とされている。）

各立候補者の演説終了後には拍手も聞かれたが、申し合わせ事項では所信表明に対して賛意や反意を表さないよう、拍手や野次は行わないとされているようである。

8 質疑応答

（関根保良委員）

Q：申し合わせ事項の第6に立候補者以外の議員への投票も有効とあるが、せっかくの立候補制をとっても意味合いが半減するような気がするためその辺の理由を伺いたい。

また、立候補者しない人の得票数が多かった場合は、議長になれるということか。

A：理由としては、立候補制を担保する法的な根拠が無いということ。議会の議長選挙については自治法の規定の中で公職選挙法を準用することとなっている。ただ、公職選挙法の中に立候補の規定はあっても、準用するとしている自治法の中にその要件までを準用するという事が明記されていないということ。色々な意見があり、法的根拠が無ければ独自の考えでルールを作ればいいんじゃないかといった学者もいるが、初めての取組、手探りの中で第1歩を踏み出した秦野市としては、議員の意欲を高める、市民に対して議会の透明性を確保する等の目的を達成できればいいと考えている。一番の理由は、法的根拠が薄い中で、独自ルールを定めるのは拙速ではないかということ。

それから、当然、立候補していない人に仮に投票が集まって多数を取れば、選挙結果としては有効となる。

Q：将来的には完全に立候補制に移行する考えはあるか。

A：今現在でも立候補制をやってはいるが、本市独自に立候補した人以外に投票できないといったルールを作るかどうかは、今後協議の中で培われていくものと考え。

全国の例としては、三重県伊賀市が申し合わせで完全立候補制としているが、本市のような立候補していない人にも投票できるといった規定を設けている方が大勢を占めている。

参考までに、立候補していない人が当選した事例はあり、制度導入時にインターネットで調べた時にあった。ただその議会では、一旦議長に当選したものの立候補制を壊すことになるため、水面下で調整があったと思われるが次の定例会で辞職をし、再度立候補制をやって選出された経過があった。

(高橋秀勝委員)

Q：たとえば3名、4名の立候補があつて票数が分かれて、例えば過半数に達しない、少数の得票の中で最多得票者が決まった場合、有効となるのか伺いたい。

A：あくまでも議長の選挙であるため、法定得票数に達しなければ有効にならないため、もしそういう事態になれば、仕切り直すするなりの対応が必要。そこは自治法の規定を使っていく。この点はどの自治体でも同じである。

(渡辺忠次委員)

Q：議長の任期を1年から2年にしリーダーシップを高めると伺ったが、さらに法定の4年制まで踏み込んだ検討されたかどうかを伺いたい。

A：今回は2年ということで決定したが、近隣市が概ね2年制といった実態がある。それから、慣れたころに終わるため、それでちゃんと議会が進むのかといった巷の声もあった。

それから、やはり議会の改革、見易さ、親しみやすさとか、そういうことからすると、やはり一定の期間が必要という事で2年に踏み切ったもの。

また実際的には、人数的にも小さくなったので、今までやってきた人がもう1回手を挙げてといった状況もあったので、2年制に移行しても良い状況であった。

その後の2年から4年については、妨げないといった状況は作ったものの、4年というのは時期尚早といった状況で、これから議論であり、特別2年から4年といった盛り上がりはない。

Q：今回の選挙は、2人の候補者という事で以前と比較すると選択肢が狭まったような感じがあるのではないかと思う。というのは、保守系の方が1名に絞られたように見えるが、その辺は以前と比較してどうか。

また、代表者会議は出ているが、会派の動きが見えてこないもので、差支えなければ立候補制とのマッチングなんかを聞かせていただきたい。

A：会派の動きの中では、会派そのもので議長経験者が多かつたりという状況もあり、会派の中の調整があつたり、友好会派での調整があつたり、少なからず事前の調整があつてのこと。

2人の立候補ではあつたが、立候補者以外への投票権もあつたので、選択が狭まるといった心配はしなかったのが現状。

会派間の調整というのが見えないとの事だが、それそのものが巷で言う不透明さという事で

あるため、そういう点では今回の選挙の中で、所信表明演説やインターネット公開など、様々な人の話を聞くが見えたよといった反応であった。

(大内康司委員)

Q：正副議長の任期が2年と1年に分かれたことについてと、2年ずつといった意見が無かったのか、副議長を1年とした意味があったのか。

それから、議員の定数だが、末端の意見を吸い上げるのに24人では足りない気がするが、その点はどう感じているか。

A：今回は初めてのスタートだったという事であり、おおいには副議長も2年という話が、各会派や代表者会議の中でもちらほらと出ていたが、まずはスタートしようという事となった。

副議長そのものも、議長を目指す中である意味では間口を広くしている状況もあるので、よりやってもらえる人が多くなるといった部分もあると思っている。一定程度の状況になれば議長2年副議長2年でもいいのかとは思っている。

定数の関係は、やはり年齢が高い状況があり、そういうことに一定の市民がそろそろ新陳代謝をしたらという意見があるのが一つと、変わらない状況は人数が多いからだといった諸々の意見があった。政党の人は票が取れるが、地域の声を聞くには政党ではなく地域から出た方が声を聞けるんだといったことを選挙でも話させてもらった。

余り減らすと、弊害は必ず出てくるので、議会として様々なところへ発信して親しまれる信頼されるようにしていかなければならないと思っている。定数的にはこの辺がいっぱいだと思う。

A：定数削減については24年6月に条例改正を行っている。条例改正にあたって、23年の頃に陳情があり、議員の数を減らせ、一方で増やせといったものが多数出た。当時の議会を二分するくらいの喧々諤々があった。そうした中で、改選後に議会の活性化について議論しようという事で、議会活性化特別委員会が設置され、そこで1年ぐらい検討して最終的に2減で収まったというのが正直なところ。その後、さらに減らせといった話は市民からも無い。

今回、26名から24名になったことで常任委員会が4から3になった。3になったことでいい面もあれば、そうでない部分もあり定数は非常に重要だと感じている。先ほどの議長の話にもあったがこの辺がといった認識だろうと思う。

(市村喜雄委員)

Q：4常任委員会を3常任委員会にした理由と、構成人数が8、8、7で1名少ないが、議長は委員会に所属はしないようだがその辺の理由を伺いたい。

A：24年6月の条例改正があった際の検討結果が当時の議長に報告されており、一常任委員会当りの人数も7~8名が適正であろうという報告があって、24に定数減する段階で3常任委員会ありきの流れが出来ていた。要は、委員長は採決に加わらないため4人、5人では採決が僅差になったり、市民の声が反映できないということから一定の数が必要であろうといった理由。

議長がなぜ常任委員会に入っていないかについては、自治法の改正、複数の常任委員会に所属できることになったが、以前から本市議会では議長は一旦総務常任委員会の委員になって、直ぐに辞意表明をして辞任をするといったことが綿々と続いていた。そういう慣例になっていた。それはおかしいとの話もあって、各市を調べた時に入っている自治体もあればそうでない

所もあり、本市は実態に合わせて委員会規則の中で明記をするようにしたものである。

(大越 彰委員)

Q：立候補制について、休憩中に実施しインターネットで公開する形であるが、どちらかという
と本会議をインターネットで中継するのが普通と思う。この辺は議事録の関係か。

A：開会中か休憩中かの違いは、それが公式のものとして会議録に残すかどうかの1点だと思
うが、本会議場で演説会をして、傍聴席にも人がいてインターネットでも公開されており、実質
的には本会議と変わらないが、その差は会議録に残すか残さないかの1点。今回の取組の狙い
は議会の透明性の確保であり、今後開会中にやるかどうかも検討事項の一つになると思う。

自治体によっては、会議室で行うようなところもあるが、開かれたとか透明性とか、分かり
易い、親しみやすい、そういったことでは良かったという声もあり、本会議場でネット中継を
したことは良かったと思う。

Q：実際にやってみての改善点や反省点などはあるか。

A：今の所、このままのスタイルでいいかと思っているが、検討事項としては副議長が果たして
1年でいいのか、先進市でやっているように副議長も立候補制にした方がいいのかという点
があると思う。

Q：この話とは少しずれるが、少し事前に調べたところ傍聴者の数が多いのにびっくりした。27
年の本会議では510人位、委員会傍聴で103人位であったがこの辺の理由はなにか。

A：委員会が多いのは、陳情である。陳情を団体で出すケースが多く、希望があれば陳情団体の
代表者に補足説明をする、その願意を説明する機会を10分間設けている。どの団体の代表者
も説明を基本的にはしたい考えが強く、その団体に所属している人も来るためである。

陳情も請願も同じように丁寧にやっているため、傍聴が多いと思われる。

(丸本由美子副委員長)

Q：タウンニュースでは水面下の駆け引きが行われ、選出過程も分からずといったことが記載さ
れており、それを改善するための導入であると思うが、先ほどの渡辺委員からの質問の回答に
調整といった言葉があり、会派間の調整をすること自体が水面下の申し合わせであり、ネット
での配信やきちっと話し合っている点は最もだと思うし、市民からも良かったといった話もあ
ると思うが、会派間での調整をすることの意義と立候補制というところでは、ちょっと従来と
同じ状況になってしまうのではないかと思うが、その点の考えについて伺いたい。

それから、申し合わせの第5の7に賛意も反意も表してはならないとあるが、先ほどの録画
では拍手があったが、本当はやらないことで申し合わせしていることだと思ったがいかがか。

A：一つ目の会派間の調整についてであるが、前回の議長選挙では会派間の調整で一切、候補者
が絞られて、友好会派でまとまってといった手続きで選出されたと思うが、今回、それがあつ
たかどうかは別にして、今までは市民は議長が決まってから分かるといったことだった。

今回は、事前に立候補者が分かり、その考えが分かる事、そして市民のための議会改革への
決意を示した結果に賛同した、責任を共有した、一連の手続きこそが導入の成果ではないかと
事務方としては思っている。

拍手は、確かに申し合わせ事項にあるが、プラカードをもってとか鉢巻をしてといった、そ
ういった行為ではなかったため許容の範囲かと事務方としては思っている。

(広瀬吉彦議長)

Q：所信表明を行った人以外にも投票はあったか。

A：今回は、無かった。

Q：市民の皆さんに対して所信表明をして決意を述べることは、大変いいことだと思うが、これまでの質問の中で、実際には調整があるといったことであるが、例えば調整がつかない中で、何人かの所信表明があった時に、投票人になる議員が所信表明内容を聞いて投票先が変わると思うかどうか伺いたい。

A：無いわけではないと思うし絶対にないとは言えないが、重ねてきた期数や経験など、その人の人物像というのは何年かで見ていると思うため、一定程度の人物として見た時に、この人が議長でいいのではないかとといったスタンスで決めていくのではないかと思う。

9 所感

[佐藤暎二委員長]

市民に対する選出過程の透明性、市民に開かれた議会、及び、より活力ある議会の実現に向け取り組む姿勢が必要と感じており、今回の視察では、懸念していた問題「所信表明の演説の本会議での日程調整」「演説の場所」「演説の所要時間」「傍聴及びライブ中継の有無」などが明確に示されていた。

法的根拠が無い事から、申し合わせ事項としたルール作りのみで実現していたので、本市においても、目的と効果を分析して議論を重ね、結論を導き出すべきと考える。

[丸本由美子副委員長]

今回の研修は、既に平成27年9月改選後から実施をされている「議長立候補制」についてであったが、まだ1回のみの実施で、導入についての経過などを伺う中で、色々と須賀川市議会との違い（議会ルール、申し合わせなど）があるように感じた。

しかし、複雑に考える事なく、導入するべきだと思った。特に所信表明演説会については、立候補の思い、決意を公にして訴える事ができ、質問に対する事務局からの答えにあった「他議員が演説を聞き、その上で責任をもって選ぶ」という事には、大きな意味、意義があると感じた。

ただ、やはり懸念するのは「立候補制導入」だとしても、事前に立候補者について複数の会派が調整をするのでは、公に、自らの主張、立候補の決意を表明する意味が大半薄れてしまうのではないかと思う。そもそもそのような水面下の動きをやめるべきであり、その点は、反面教師とすべきである。また、ネット配信については、やり方の検討が必要ではないかと感じた。

なかなか「こうあるべき」との確かな考えも、いざ実施するとなると、これまでの慣例や会派間の考えなどに影響されることが多々出てくるだろうと思った。しかし、やっていく中で良い取組となっていくのではないか。

須賀川市議会として、立候補制導入、所信表明の在り方、方法について、早急に議論を開始し、次期議長選挙からどんな形式で行えるのかを構築していくべきだと思った。

研修を通して、それぞれの地域性やこれまでの議会のルール、申し合わせなどが違っても、有権者に対して開かれた議会の姿を示していこうとする熱意が感じられ、大いに刺激となった。

[関根保良委員]

市民に開かれた議会、より活力ある議会の実現のため、議長の選出過程や任期を明らかにすることを目的に、神奈川県秦野市議会は議長立候補制を導入したとの事であった。

議長を目指すものは所信表明を行い、議員の投票により審判を受けるという事であった。しかし、質疑応答の中における内容を考えると、もう少し徹底した立候補制を取っていかないと従前の形から抜けきる事が出来ないと感じた。

第1には、議長選を行う前に水面下における会派や友好会派等での話し合いがあり、人選された中での選挙となったとのこと。きつい表現かもしれないが、市民に向けてのパフォーマンスに思えてならない。また、立候補しない人にも投票できる点については、立候補制の意味が無いように思う。

須賀川市においても開かれた議会に向け取り組んではいるが、議長の選出に関しては市民にとって一番見えない過程であると感じていると思う。このため、今後においては、議員間の協議や先進事例等の研修を行い、議長の選出の透明性を図っていくべきと考える。

[市村喜雄委員]

当須賀川市議会において、平成26年5月に議会改革特別委員会より当時の議長あてに調査報告書が提出された。その中で議会の透明性を確保し、市民に開かれた議会とする、正副議長候補者の所信表明演説を聞き正副議長としての適任者を選ぶ等の観点から、正副議長の立候補制を導入することが望ましいと判断したことから、今後議会運営委員会等の場において議論を進めるべきである。との内容の報告がなされ、今回の調査に至ったわけである。

調査の中で、地方議会における正副議長立候補制の導入には、法に位置づけされていない行為となることから、立候補者以外の議員への投票も有効であったりと、市民には理解しにくいところもあるが、試行しながら徐々になじんでいくのかと思う。

立候補して所信表明演説を行う行為自体は、議会の透明性の一つの試みになるのではないかとと思う。

[大越 彰委員]

秦野市の議長立候補制は、平成27年6月の代表者会議で申し合わせ事項を決定し平成27年9月改選より導入した。その目的は市民に議長選出の過程を明らかにすることによって、議会の透明性を高め、信頼を深めることにある。

今回の視察の中では、議会改革を推進するために議長任期を1年から2年にしたことや、立候補制は議長選挙のみで、副議長選挙についてはとっていないこと、さらには所信表明演説会は本会議を休憩して公開で行い、インターネットで中継するといった説明があった。

私は、正副議長選とも立候補制にし、両方とも所信表明演説をした方が、より市民に分かり易く透明性は高まるのではないかと感じた。

本会議でも今まで水面下で駆け引きが行われており、市民には選出過程が非常に分かりづらいものになっていたと思う。また、議員においても議長候補者が議会をどんな考えで何をしたいのかが分からないまま、正副議長選が行われていたと感じている。正副議長になって議会をどう運営したいのかの思いや考えを公表し、インターネット中継を行うことは、市民への透明性だけでなく議員にとっても意識が高まり、大きな意義があると思う。

申し合わせ事項の中で、所信表明に対する質疑は行わないこと、立候補者以外の投票も有効とすること等議論を要する点多々あると思う。

当議会においても立候補制の意義を確認し、議員各位の理解を深め実施すべきと考える。実施することによって様々な効果も考えられ、改善点はその都度行い検討を重ねていくことによって、市民により理解される議会になるものと考えている。

[大内康司委員]

秦野市議会は、平成 27 年改選時より議員定数減を実施して定数を 26 人から 24 人とし、4 常任委員会を 3 常任委員会として議長選挙で立候補制を導入した。その中では、所信表明を実施することとしており、立候補者以外への投票も認めているが結果的には無かった。

改選前は、議員として 3 期以上を務め、そして副議長を経験している者の中から選出しており、1 年交代とされていたが、今回の改選後は議長 2 年、副議長 1 年で申し合わせを行っている。

(4 年任期については現在のところ議論に上がっていない。また、神奈川県内 19 市中、17 市議会が 2 年制の申し合わせとなっている。)

当市議会でも立候補制に対しては評価したいが、議長・副議長の任期の違い、常任委員会の在り方等の違い等が今後の課題ではないか。

また、会派の取組結果が反映される事はあまり無く、市民に対する公開を PR するだけのような気もする。所信表明演説会の様子を録画で見たが、政策の是非と立案の内容が所信表明で認められず残念に思った。

[高橋秀勝委員]

秦野市の議長立候補制は、今回が初めての導入であった。

制度の導入の中で、議長として十分な職責を果たすために、これまでは 1 年交代としていたが 2 年に変更している。

議長立候補制導入の目的は、開かれた議会、市民に分かり易い議長選であり、立候補者が所信表明を行うこととしており、その内容をインターネットで公開することとしている。

また、申し合わせ事項として様々なルールを定めている。

- ・所信表明は 10 分以内とする。
- ・立候補者以外の議員に対しての投票も認められる。
- ・何人もの立候補者があり、票が割れた場合、法定得票数に達しない場合は仕切り直しになる。
- ・所信表明に対する質疑は行わない。
- ・何人も拍手や野次その他の方法により、賛意や反意を表してはならない。

市民からの声としては、分かり易く良かったといった評価を得ているとの事であった。

この研修を受けて、もし当市において今後立候補制を導入するなら、あまり難しい問題ではなく、所信表明などはあっても良いのではないかと感じたが、所信表明の時間ややり方等、検討が必要な部分もあると思った。

[渡辺忠次委員]

議会運営委員会では、丹沢山麓に位置する神奈川県秦野市を訪れ議長立候補制導入についての勉強をさせていただいた。終始、川口議長にも同席いただいたことにより、事務局の話だけでな

く、当事者の本音の部分もある程度触れることができ、有益であった。

昨年9月の改選期にあたって、3つの改革をされた。

1 議長選挙に立候補制を導入

これは、市民にとって分かり易い議会を実現するために行われたとの事

2 所信表明演説会を実施

この内容を、インターネットを通じて公開し、開かれた議長選挙とする。

3 議長の任期はこれまでの1年ではなく、2年に延長することとする。

これは議長がより強いリーダーシップを図ることができるようにするためである。

しかし、現実には立候補したのは保守系1名、共産党1名、そして選挙結果は21対3との事であった。つまり、立候補をする前に既に帰趨が決しており、所信表明も選挙も単なるパフォーマンスにしか見られなかったようである。言い換えれば、選挙の時、議員の選択の余地は以前より狭められた感がある。

法を遵守すべき議会が、法による議長の任期4年についての討議がなされなかった点、そして副議長選挙は立候補制を導入しない点など、まだまだ未完成のように思われた。

[広瀬吉彦議長]

市民に開かれた議会、分かり易い議会をどのように図っていくのがどこの議会においても課題となっている現在、今回は正副議長の選任についてスポットを当ててみた。

秦野市では、これまで市民は選出過程も分からず、結果のみを知るだけであった。今回、調査を行った立候補、所信表明は、議会内部としては、選任に至る経過の中で、所信表明がどれだけ選任するにあたっての判断材料になるかは疑問であるが、市民向けとしては関心が深まることにつながると思う。

今後、立候補、所信表明を取り入れるのであれば、会派の枠にとらわれることなく選任の投票を自らの判断で投票することを求めていくべきであるし、そのためには常日頃、会派を越えた議論をし、2年もしくは4年間の各議員の行動、活動を見極め、次期の投票先を自ら決定できれば良いのではないかと思う。



【秦野市議会議場にて】

